

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、指名委員会等設置会社として、経営の機動性、透明性の一層の向上を図るとともに、経営の監督機能を強化し、持続的成長を目指しています。

顧客、株主を始めとするステークホルダーの皆さまの期待により的確に応える体制を構築し、更なる企業価値の向上を図ることを基本方針としています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全て実施していると認識しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4. 政策保有株式】

(1)上場株式の政策保有に関する方針

事業運営上の必要性、採算性に加えて、将来性、保有リスク等を総合的に勘案して保有意義の有無を定期的に判断し、保有意義のない株式は原則保有しないこととしています。

(2)保有株式の議決権行使基準

企業価値の向上の観点から、投資先企業の議案の合理性を総合的に判断の上、議決権を行使しています。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、取締役及び執行役の競業取引及び利益相反取引については、取締役会規則において取締役会の決議事項としています。

また、取締役及び執行役並びにその近親者と会社との関連当事者間の取引の有無については、毎年定期的に調査を実施しています。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1)企業理念、経営戦略、経営計画

当社は、積極的なIR活動を推進することにより、当社の経営方針・戦略・業績等を市場にタイムリーに伝えるよう努めています。

なお、詳細については、当社ウェブサイトをご参照ください。

「企業理念」

<http://www.mitsubishielectric.co.jp/corporate/gaiyo/rinen/index.html>

「経営戦略・経営計画」

http://www.mitsubishielectric.co.jp/ir/data/management_report/index.html

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、指名委員会等設置会社として、経営の機動性、透明性の一層の向上を図るとともに、経営の監督機能を強化し、持続的成長を目指しています。

顧客、株主を始めとするステークホルダーの皆さまの期待により的確に応える体制を構築し、更なる企業価値の向上を図ることを基本方針としています。

なお、詳細については、本報告書の各項目及び当社ウェブサイトをご参照ください。

「コーポレートガバナンス」

http://www.mitsubishielectric.co.jp/ir/management/corp_governance/index.html

(3)役員報酬等の決定に関する方針

社外取締役が過半数を占める報酬委員会において、役員報酬等の決定に関する方針を決議しています。

なお、詳細については、本報告書「2.1. 取締役・執行役報酬関係」の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(4)取締役及び執行役の指名・選任方針と手続

社外取締役が過半数を占める指名委員会において、経営の監督を担うに相応しい人格、識見及び業務・専門職経験を備えているかを総合的に検討し、十分にその能力がある者を取締役候補者として指名しています。

また、取締役会において、経営の執行を担うに相応しい人格、識見及び業務・専門職経験を備えているかを総合的に検討し、十分にその能力がある者を執行役に選任しています。

(5)取締役及び執行役の指名・選任理由

取締役候補者の指名理由及び取締役・執行役の略歴・地位・担当等については、株主総会招集ご通知や有価証券報告書等で開示しています。

なお、詳細については、当社ウェブサイトをご参照ください。

「株主総会招集ご通知」

<http://www.mitsubishielectric.co.jp/ir/library/meeting.html>

「有価証券報告書」

http://www.mitsubishielectric.co.jp/ir/data/negotiable_securities/index.html

【補充原則4-1-1 取締役会の決定事項等】

当社の取締役会は経営の監督に特化し、会社法の許容する範囲内のすべての業務執行権限を執行役へ委譲することを決議しています。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社の取締役会は12名で構成し、そのうち社外取締役が5名（構成比率42%）を占める体制としています。
社外取締役は、取締役会等を通じて、内部監査人、監査委員会、会計監査人及び内部統制部門の活動状況についての報告を受け、客観的な視点から、当社経営に対する有益な発言を行うなど、経営のチェック機能を高め、より透明性の高い経営監督体制の整備に尽力しています。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準等】

社外取締役には、その経験に裏付けされた高次の視点から、当社経営の監督を行うことを期待しており、その役割を担うに相応しい人格、識見及び業務・専門職経験を備えているかを総合的に検討して、十分にその能力があり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社が定める社外取締役の独立性ガイドラインの要件を満たすなど、一般株主と利益相反が生じるおそれもない独立性のある者を、指名委員会において、社外取締役候補者に指名しています。
なお、具体的な独立性基準については、本報告書「2.1. 独立役員関係」の「その他独立役員に関する事項」をご参照ください。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

社外取締役が過半数を占める指名委員会において、取締役候補者選任基準を制定し、その基準に合致した候補者を指名しています。
なお、詳細については、本報告書「2.2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」の「取締役候補者の選定に関する方針」をご参照ください。

【補充原則4-11-2 取締役及び執行役の上場会社の役員兼任状況】

取締役及び執行役の重要な兼職状況については、株主総会招集ご通知等で毎年開示しています。
なお、詳細については、当社ウェブサイトをご参照ください。
「株主総会招集ご通知」

<http://www.mitsubishielectric.co.jp/ir/library/meeting.html>

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性についての分析・評価】

取締役会の更なる実効性向上を図るため、取締役会レビューを毎年実施し、以下の分析・評価を実施しています。

- ・取締役会の開催頻度、日程、時間
- ・取締役会の議論に関連して提供される情報（質・量）及び提供方法
- ・取締役会での提供資料、説明内容・方法、質疑応答要領、議案毎の時間配分
- ・その他取締役会の実効性を高める仕組み等
- ・当社における取締役会から執行役への権限委譲のあり方

レビューの結果、監督と執行の分離の徹底及び経営の機動性確保の観点から、当社における取締役会から執行役への権限委譲のあり方は基本的に妥当であり、取締役会の実効性は担保されているとの評価を受けましたが、更なる経営の監督機能の向上のため、取締役への経営情報の適時適切な提供の一層の充実を図っています。

【補充原則4-14-2 取締役及び執行役に対するトレーニングの方針】

取締役及び執行役に就任する前に、取締役及び執行役として新たに求められる役割・責務や対応等に関する研修を実施しています。
また、就任後も取締役及び執行役としての役割・責務が適切に果たせるよう、コンプライアンス教育や取締役及び執行役向け研修の最新資料の提供等を実施しています。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

株主総会、経営戦略説明会及び決算説明会等を通じて、積極的なIR活動を推進することにより、当社の経営方針・戦略・業績等を株主にタイムリーに伝えるよう努めています。

また、株主との対話を担う担当執行役及び担当部署を定め、株主との建設的な対話のための体制を整備しています。

なお、詳細については、本報告書「3.2.IRに関する活動状況」及び当社ウェブサイトをご参照ください。

「投資家情報」

<http://www.mitsubishielectric.co.jp/ir/index.html>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	151,129,200	7.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	117,726,800	5.48
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	88,345,031	4.11
明治安田生命保険相互会社	81,862,190	3.81
日本生命保険相互会社	61,639,748	2.87
JP MORGAN CHASE BANK 380055	44,552,217	2.07
三菱電機グループ社員持株会	42,709,437	1.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	39,189,800	1.83
JP MORGAN CHASE BANK 385632	37,429,247	1.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	35,486,000	1.65

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

- ・当社の連結子会社213社のうち、株式会社弘電社(東京証券取引所第二部上場)が上場子会社であります。
- ・上場子会社に対しては、業務執行にあたり、証券取引所の規則に従い、適切な情報管理を行い、透明性の高い経営を行うよう指導しています。
- ・当社の子会社各社においては、三菱電機グループの基本方針に則り、独自の経営方針を定め、自主的に業務執行を行っています。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	12名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
数中 三十二	その他														○
大林 宏	弁護士														○
渡邊 和紀	公認会計士														○
永易 克典	他の会社の出身者									△					
小出 寛子	他の会社の出身者														○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			

藪中 三十二	○	○	○	<p>(株)野村総合研究所の顧問であり、川崎汽船(株)の社外取締役等を兼任しています。</p> <p>同氏の兼任先である(株)小松製作所、高砂熱学工業(株)とは取引関係がありますが、その規模・性質から、いずれも同氏の独立性に影響を及ぼす特別の関係はございません。</p>	<p>・国際情勢の専門家としての経験・見識は、当社にとって大変有益であり、客観的な視点から、当社経営に対する監督を行えるものと判断したため、社外取締役に選任しています。</p> <p>・東京証券取引所が定める上場規程第412条第2項「上場管理等に関するガイドライン」で規定されている事由に該当せず、当社の社外取締役の独立性ガイドラインの要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しています。</p>
大林 宏	○	○	○	<p>大林法律事務所の弁護士であり、大和証券(株)の社外監査役等を兼任しています。</p> <p>同氏の兼任先である大和証券(株)、新日鐵住金(株)とは、取引関係がありますが、その規模・性質から、いずれも同氏の独立性に影響を及ぼす特別の関係はございません。</p>	<p>・検事・弁護士としての経験・見識は、当社にとって大変有益であり、客観的な視点から、当社経営に対する監督を行えるものと判断したため、社外取締役に選任しています。</p> <p>・東京証券取引所が定める上場規程第412条第2項「上場管理等に関するガイドライン」で規定されている事由に該当せず、当社の社外取締役の独立性ガイドラインの要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しています。</p>
渡邊 和紀	○	○	○	<p>渡邊公認会計士・税理士事務所の所長であり、(株)ベルシステム24ホールディングスの社外監査役を兼任しています。</p>	<p>・公認会計士としての経験・見識は、当社にとって大変有益であり、客観的な視点から、当社経営に対する監督を行えるものと判断したため、社外取締役に選任しています。</p> <p>・東京証券取引所が定める上場規程第412条第2項「上場管理等に関するガイドライン」で規定されている事由に該当せず、当社の社外取締役の独立性ガイドラインの要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しています。</p>
永易 克典	○	○	○	<p>(株)三菱東京UFJ銀行の相談役であり、新日鐵住金(株)の社外監査役等を兼任しています。</p> <p>同氏の兼任先である(株)三菱東京UFJ銀行、新日鐵住金(株)、三菱自動車工業(株)とは取引関係がありますが、その規模・性質から、いずれも同氏の独立性に影響を及ぼす特別の関係はございません。</p>	<p>・銀行の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識は、当社にとって大変有益であり、客観的な視点から、当社経営に対する監督を行えるものと判断したため、社外取締役に選任しています。</p> <p>・同氏が相談役に就任している(株)三菱東京UFJ銀行と当社の間には取引関係がありますが、特別の関係はありません。また、東京証券取引所が定める上場規程第412条第2項「上場管理等に関するガイドライン」で規定されている事由に該当せず、当社の社外取締役の独立性ガイドラインの要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しています。</p>
小出 寛子	○	○	○	<p>ニューウェル・ブランズ社(米国)のグローバル・マーケティング上級副社長であり、キリン(株)の社外取締役を兼任しています。</p>	<p>・国際的な企業の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識は、当社にとって大変有益であり、客観的な視点から、当社経営に対する監督を行えるものと判断したため、社外取締役に選任しています。</p> <p>・東京証券取引所が定める上場規程第412条第2項「上場管理等に関するガイドライン」で規定されている事由に該当せず、当社の社外取締役の独立性ガイドラインの要件を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しています。</p>

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	5	0	1	4	社外取締役
報酬委員会	5	0	2	3	社内取締役
監査委員会	5	2	2	3	社内取締役

【執行役関係】

執行役の人数

22名

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
柵山 正樹	あり	あり	×	×	なし
大橋 豊	あり	あり	×	×	なし
杉山 武史	あり	なし	×	×	なし
井口 功	なし	なし	×	×	なし
大隈 信幸	なし	あり	○	○	なし
松山 彰宏	なし	あり	×	○	なし
坂本 隆	なし	なし	×	×	なし
阿部 信行	なし	なし	×	×	なし
伊藤 泰之	なし	なし	×	×	なし
諸岡 暢志	なし	なし	×	×	なし
永友 秀明	なし	なし	×	×	なし
眞田 享	なし	なし	×	×	なし
西村 隆司	なし	なし	×	×	なし
伏見 信也	なし	なし	×	×	なし
漆間 啓	なし	なし	×	×	なし
加藤 恒	なし	なし	×	×	なし
萩原 稔	なし	なし	×	×	なし
岡村 将光	なし	なし	×	×	なし
藤田 正弘	なし	なし	×	×	なし
松下 聡	なし	なし	×	×	なし
大西 寛	なし	なし	×	×	なし
宮田 芳和	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助する専属の使用人を配置しています。なお、人事部長は、当該使用人の人事考課及び人事異動に際して、監査委員と協議します。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査委員会は、内部監査人より監査担当執行役経由で監査報告書の提出を受けるとともに、方針打合せや定期的な報告会等を通じて意見交換を実施しています。また、会計監査人と、監査の方針・方法について打合せを行うとともに、実施状況、監査結果につき説明・報告を受け、意見交換を実施しています。

・内部統制部門は、内部統制体制、規程等の整備・運営状況等の点検を実施し、内部監査人がモニタリングしています。また、モニタリングの結果は、監査担当執行役経由で監査委員会に報告しています。

【独立役員関係】

独立役員の数

5名

その他独立役員に関する事項

・社外取締役全員を独立役員に指定しています。

・実業界の経営者経験者、法律家、学識経験者等の中から、当社経営の監督者としてふさわしい者で、かつ以下の独立性ガイドラインに該当しない者を社外取締役に指名する。

なお、以下ア、イ、エ、オについては、過去3事業年度のうちのいずれかの事業年度において該当した場合を含む。

<独立性ガイドライン>

- ア.当社との取引額が、当社又は相手先会社の連結売上高の2%を超える会社に業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他使用人(以下、業務執行者)として在籍している場合
- イ.当社の借入額が、連結総資産の2%を超える会社に業務執行者として在籍している場合
- ウ.当社の会計監査人の関係者として在籍している場合
- エ.専門家・コンサルタントとして、当社から1,000万円を超える報酬を受けている場合
- オ.当社からの寄付が、1,000万円を超えかつ団体の総収入の2%を超える組織に業務執行役員(理事等)として在籍している場合
- カ.当社の大株主(10%以上の議決権保有)又はその業務執行者として在籍している場合
- キ.その他重大な利益相反を生じさせる事項がある者又は会社等の関係者である場合

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

- ・業績向上へのインセンティブを重視し、執行役に業績連動型報酬制度を導入しています。
- ・業績連動報酬は、連結業績及び執行役の担当事業の業績等を勘案して定めることとしています。
- ・業績連動報酬の50%は、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託という仕組みを通じ、3年後に株式報酬として当社株式を交付いたします。
- ・2015年度業績連動報酬から導入した当社の株式報酬制度は、株主と執行役の利益を一致させ、より株主重視の経営意識を高めるとともに、中長期的な視点での業績向上のインセンティブを高めることを目的とした中長期インセンティブプランとしています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

(個別の執行役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

取締役及び執行役の報酬額については、事業報告及び有価証券報告書において開示しています。また、有価証券報告書においては、企業内容等の開示に関する内閣府令の規定に従って、一部執行役の報酬の個別開示を行っています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- ・当社は、社外取締役が過半数を占める報酬委員会において、以下の方針を決定しています。
 - (1)基本方針
 - ア.当社は指名委員会等設置会社として、経営の監督と執行を分離し、経営の監督機能は取締役会が、経営の執行機能は執行役が担う体制としているため、取締役と執行役は、それぞれの職務の内容及び責任に応じた報酬体系とする。
 - イ.取締役の報酬制度は、客観的に当社の経営へ助言と監督を行うため、一定金額報酬と退任時の退任慰労金を支給する。
 - ウ.執行役の報酬制度は、経営方針の実現及び業績向上へのインセンティブを重視し、一定金額報酬と退任時の退任慰労金に加えて、業績連動報酬を支給することとし、以下を基本方針とする。
 - (ア)中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるものであること
 - (イ)会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性が高いものであること
 - (ウ)株主との利益の共有や株主重視の経営意識を高めることを主眼としたものであること
 - エ.社外からの客観的視点及び役員報酬制度に関する専門的知見を導入するため、外部の報酬コンサルタントを起用し、その支援を受け、グローバルに事業展開する日本国内の主要企業の報酬に関する外部データ、国内経済環境、業界動向及び経営状況等を考慮し、報酬水準及び報酬制度等について検討する。
 - (2)役員報酬体系及び報酬等の決定に関する方針
 - ア.取締役の報酬
 - (ア)一定金額報酬については、取締役の職務の内容及び当社の状況等を勘案し、相当と思われる額とする。
 - (イ)退任慰労金については、報酬月額及び在任年数等に基づき定めることとする。
 - イ.執行役の報酬
 - (ア)一定金額報酬については、執行役の職務の内容及び当社の状況等を勘案し、相当と思われる額とする。
 - (イ)業績連動報酬については、連結業績及び各執行役の担当事業の業績等を勘案して決定し、株主と執行役の利益を一致させ、より株主重視の経営意識を高めるとともに、中長期的な視点での業績向上のインセンティブを高めるため、その50%を株式報酬とする。なお、株式報酬として取

得した当社株式は、原則退任後1年が経過するまで継続保有することとする。
(ウ)退任慰労金については、報酬月額及び在任年数等に基づき定めることとする。

【社外取締役のサポート体制】

・取締役会及び各委員会について、それぞれ事務局を設置し、社外取締役を補佐しています。なお、監査委員会には、専属の独立したスタッフを配置し、監査委員を補佐しています。
・取締役会の開催に際し、社外取締役には資料を事前配付するとともに、必要に応じて事前説明を実施しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

【業務執行、監査・監督の方法についての概要】

・当社は、2003年6月に委員会等設置会社(現 指名委員会等設置会社)へ移行し、経営機構の改革を行いました。これにより、経営における業務執行と監督の分離を行い、経営の業務執行機能は執行役が、経営の監督機能は取締役会が担う体制としました。
・経営監督機能の長である取締役会長と、最高経営責任者である執行役社長を分離しています。
・取締役会長、執行役社長とも、指名・報酬委員会のメンバーとはしていません。経営の監督と執行を明確に分離することにより、当社のコーポレート・ガバナンスをより実効性あるものとしています。
・業務執行については、各執行役が、自己の分掌範囲について、責任を持って実施しており、このうち、重要事項については、全執行役をもって構成される執行役会議において、審議及び決定を行っています。
・監査・監督については、内部監査人が、コンプライアンスの維持及び経営の効率性の確保の観点より監査を行い、監査担当執行役を通じ、監査の結果を定期的に監査委員会に報告しています。また、監査委員会は、会計監査人及び監査担当執行役から定期的な報告会を受け、監査の方針・方法、実施状況及び結果等の協議を行っています。
・監査委員会は、5名の取締役で構成され(うち3名は社外取締役)、委員会の定めた方針・役割分担に従い、調査担当監査委員が中心となって取締役・執行役の職務執行の監査や子会社に対する調査を実施しています。
・監査・監督の方法についての概要は、IV 1.「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」もご参照ください。

【各委員会】

・取締役会の内部機関として、指名委員会、監査委員会、報酬委員会を設置しています。
・各人の有する経験、専門性を勘案の上、取締役会にて選定しています。
・各委員会は、それぞれ5名の取締役(うち過半数は社外取締役)により構成しています。
・2016年度においては、指名委員会を3回、監査委員会を7回、報酬委員会を3回開催しました。

【取締役候補者の選定に関する方針】

(1) 社内取締役

取締役として、適時・適切な経営状況の把握及び業務執行側との連携により経営の監督機能が十分発揮できる者を当社又は子会社の業務執行者若しくはその経験者の中から取締役候補者に指名する。

ア 取締役会の議長として同会を適時適切に運営し、経営の監督機能を十分発揮するのにふさわしい者を取締役候補者に指名する。

イ 執行役社長及び取締役会の審議事項に密接に関連する機能(経営企画、経理財務、人事総務)を担う執行役を取締役候補者に指名する。

ウ 当社執行役経験者、関係会社の社長経験者又は同等の役員経験者の中から、当社経営の監督者としてふさわしい者を取締役候補者に指名する。

(2) 社外取締役

本報告書「2.1. 独立役員関係」の「その他独立役員に関する事項」をご参照ください。

【報酬内容の決定に関する方針】

(1) 基本方針

ア 当社は指名委員会等設置会社として、経営の監督と執行を分離し、経営の監督機能は取締役会が、経営の執行機能は執行役が担う体制としているため、取締役と執行役は、それぞれの職務の内容及び責任に応じた報酬体系とする。

イ 取締役の報酬制度は、客観的に当社の経営へ助言と監督を行うため、一定金額報酬と退任時の退任慰労金を支給する。

ウ 執行役の報酬制度は、経営方針の実現及び業績向上へのインセンティブを重視し、一定金額報酬と退任時の退任慰労金に加えて、業績連動報酬を支給することとし、以下を基本方針とする。

(ア) 中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるものであること

(イ) 会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性が高いものであること

(ウ) 株主との利益の共有や株主重視の経営意識を高めることを主眼としたものであること

エ 社外からの客観的視点及び役員報酬制度に関する専門的知見を導入するため、外部の報酬コンサルタントを起用し、その支援を受け、グローバルに事業展開する日本国内の主要企業の報酬に関する外部データ、国内経済環境、業界動向及び経営状況等を考慮し、報酬水準及び報酬制度等について検討する。

(2) 役員報酬体系及び報酬等の決定に関する方針

ア 取締役の報酬

(ア) 一定金額報酬については、取締役の職務の内容及び当社の状況等を勘案し、相当と思われる額とする。

(イ) 退任慰労金については、報酬月額及び在任年数等に基づき定めることとする。

イ 執行役の報酬

(ア) 一定金額報酬については、執行役の職務の内容及び当社の状況等を勘案し、相当と思われる額とする。

(イ) 業績連動報酬については、連結業績及び各執行役の担当事業の業績等を勘案して決定し、株主と執行役の利益を一致させ、より株主重視の経営意識を高めるとともに、中長期的な視点での業績向上へのインセンティブを高めるため、その50%を株式報酬とする。なお、株式報酬として取得した当社株式は、原則退任後1年が経過するまで継続保有することとする。

(ウ) 退任慰労金については、報酬月額及び在任年数等に基づき定めることとする。

【会計監査の状況】

・当社は、会計監査人として有限責任 あずさ監査法人を選任しています。

・当社の会計監査業務を執行した指定有限責任社員は小山秀明公認会計士、田中賢二公認会計士及び永峯輝一公認会計士であります。

・会計監査業務の執行に係る補助者は、同監査法人に所属する公認会計士等により適切な人員で構成されています。

・当社は、同監査法人に対し、適正な経営情報を提供するなど、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しています。

【責任限定契約の内容の概要】

・当社と業務執行を行わない取締役全員との間で、「会社法」第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、1,000万円又は法令の定める最低限度額のいずれか高い額となっています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

【指名委員会等設置会社形態を採用している理由】

- ・経営の機動性(より適切・迅速な意思決定)、透明性の一層の向上を図るとともに、経営の監督機能を強化し、持続的成長を目指すため、指名委員会等設置会社形態を採用しています。
- ・顧客、株主、取引先、従業員、投資家等のステークホルダーの皆さまの期待により的確に応えうる体制を構築・整備し、更なる企業価値の向上を図ります。

【社外取締役の役割・機能】

- ・社外取締役には、その経験に裏付けされた高次の視点から、当社経営の監督を行うことを期待しています。
- ・当社経営の監督という役割を担うに相応しい人格、識見及び業務・専門職経験を備えているかを総合的に検討して、十分にその能力がある方を選任しています。
- ・客観的な視点から、当社経営に対する有益な発言を行うなど、経営のチェック機能を高め、より透明性の高い経営監督体制の整備に尽力しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	●法定期日より1週間以上前倒して発送します。
電磁的方法による議決権の行使	●2002年6月開催の株主総会より、議決権行使の電子化を実施しています。●2007年6月開催の株主総会より、携帯電話による議決権行使が可能となりました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	●2006年6月開催の株主総会より、機関投資家向け議決権行使プラットフォームの利用が可能となりました。
招集通知(要約)の英文での提供	●株主総会招集通知及び事業報告等の添付書類一式の英訳版を作成し、東京証券取引所へ提出しております。●当社及び東京証券取引所のホームページ並びに議決権電子行使プラットフォームに掲載し、株主の閲覧に供しています。
その他	●株主総会招集通知及び事業報告等の添付書類一式を事前にホームページに掲載しています。●株主総会において、ビジュアルプレゼンテーションを実施しています。●株主総会終了後、製品展示会を開催しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、投資者の投資判断に重要な影響を与える会社情報の適時適切な開示を行うことを基本姿勢とし、従来から取り組んでおります。当社の情報公開方針は以下ホームページにて公表しております。 http://www.mitsubishielectric.co.jp/ir/management/policy/index.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けIR活動は、ホームページの充実で対応しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	社長による経営戦略説明会(1回/年)、研究開発成果披露会(1回/年)及び経理財務担当執行役による決算説明会(4回/年)を実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	社長及び経理財務担当執行役が、主要海外機関投資家向けに個別訪問を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時適切な情報開示の観点から、経営・事業・決算情報、環境・社会活動等を掲載しています。 IR資料のホームページURL http://www.MitsubishiElectric.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務部IRグループを設置しています。	
その他	事業戦略説明会、工場見学会を随時実施しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

<p>社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定</p>	<p>三菱電機グループ『企業理念』と『7つの行動指針』 当社は、『企業理念』と『7つの行動指針』に基づき、ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組みを実施しております。</p> <p>『企業理念』 三菱電機グループは、技術、サービス、創造力の向上を図り、活力とゆとりある社会の実現に貢献する。</p> <p>『7つの行動指針』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「信頼」: 社会・顧客・株主・社員・取引先等との高い信頼関係を確立する。 ・「品質」: 最良の製品・サービス、最高の品質の提供を目指す。 ・「技術」: 研究開発・技術革新を推進し、新しいマーケットを開拓する。 ・「貢献」: グローバル企業として、地域、社会の発展に貢献する。 ・「遵法」: 全ての企業行動において規範を遵守する。 ・「環境」: 自然を尊び、環境の保全と向上に努める。 ・「発展」: 適正な利益を確保し、企業発展の基盤を構築する。
<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>三菱電機グループでは、CSRの取り組みを企業経営の基本を成すものと位置付け、「企業理念」及び「7つの行動指針」をCSRの基本方針として推進しています。特に倫理・遵法に関する取り組みについては、教育の充実や内部統制の強化など、グループを挙げて対策を徹底しており、品質の確保・向上、環境保全活動、社会貢献活動、ステークホルダーの皆さまとのコミュニケーションなどについても、積極的な取り組みを展開しています。</p> <p>例えば、環境への取り組みについては、「豊かな社会構築に貢献するグローバル環境先進企業」として成長することを目指し、当社が策定した「成長戦略」や「環境ビジョン2021」に基づき、世界中の人々が安心・快適に暮らし、様々な生きものが共存する持続可能な社会の実現に取り組んでいます。具体的には、当社が策定した「環境ビジョン2021」で掲げている「低炭素社会」「循環型社会」「生物多様性保全」の3つの柱のもと、製品使用時におけるCO₂(二酸化炭素)排出量の30%削減(2000年度比)、生産時におけるCO₂排出総量の30%削減(1990年度比)や、製品の3R(リデュース、リユース、リサイクル)、工場のゼロエミッションなどを推進しています。</p> <p>社会貢献活動については、「社会福祉」、「地球環境保全」、「科学技術」、「文化芸術・スポーツ」の4分野に重点をおいた活動を推進しています。具体的には、マッチングギフト制度「三菱電機ソシオールツ基金」による障がい者支援、「里山保全プロジェクト」による自然回復活動、出前授業や科学教室などに取り組んでいます。海外においても「米国三菱電機財団」「タイ国三菱電機財団」が主体となって、「社会福祉」「科学技術」の分野で活動を実行しています。</p> <p>こうしたCSRの取り組みの状況について、CSRレポート及びウェブサイトで報告しております。 http://www.mitsubishielectric.co.jp/corporate/csr/index.html</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>当社は、法令を遵守し、会社情報を適時適切に開示することを基本姿勢としています。</p>
<p>その他</p>	<p>女性の活用促進については、「次世代育成支援対策推進法」に従い一般事業主行動計画を策定し、社員全員が働きやすい環境づくりに計画的に取り組んでいます。また、2012年4月から、育児休業・職場復帰に関連する制度・情報を積極的に周知・提供する体制を整備し、育児・介護と仕事の両立に役立つ関連情報を掲載したポータルサイトの運営や管理職・新入社員に対する意識啓発など、育児・介護と仕事の両立や女性社員が個人生活の充実と自らのキャリア形成を追求することができる職場風土の醸成に努めています。</p> <p>2016年4月には、「女性活躍推進法」に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、2020年度までに技術系新卒採用に占める女性比率「20%以上」を新たな目標として設定しています。</p> <p>また、2016年6月開催の株主総会にて、社外取締役として女性1名を選任しました。</p>

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は次のとおりです。

(1) 監査委員会の職務の執行のため、監査委員の職務を補助する専属の使用人を配置するなど独立性を担保するとともに、監査委員の職務の執行に際して生ずる費用又は債務の処理についての社内規程を定め、適切に処理しています。

また、監査委員会への報告に関する体制を整備し、内部統制部門より当社及び子会社に関する情報を監査委員会に報告するとともに、内部通報制度を整備し、その内容について監査委員に報告しています。

さらに、監査委員は、執行役員等重要な会議への出席、執行役並びに当社事業所及び子会社幹部へのヒアリング等の調査を実施するとともに、会計監査人及び監査担当執行役から定期的な報告を受け、監査の方針・方法、実施状況及び結果等の協議を行っています。

なお、監査委員会の職務の執行のため必要なものとして当社が定める事項は以下のとおりです。

- ・監査委員会の職務を補助する専属の使用人を配置する。
- ・人事部長は、監査委員会の職務を補助する専属の使用人の人事考課及び人事異動に際して、監査委員と協議する。
- ・当社及び子会社に関する情報を、当社内部統制部門を通じて監査委員会に報告するための体制を定める。
- ・当社及び子会社に関する情報を監査委員会に報告した者を保護する社内規程・体制を定める。
- ・監査委員の職務の執行に際して生ずる費用又は債務の処理に関する社内規程を定める。
- ・その他監査委員会の監査に関わる以下の体制を定める。
 - 当社及び子会社の調査を実施する。
 - 会計監査人及び監査担当執行役との定期的な報告会等を通じ、監査の方針・方法、実施状況及び結果等を協議する。

(2) 三菱電機グループの業務の適正を確保するために必要な社内規程・体制等を定めるとともに、当該体制については、各執行役が自己の分掌範囲について責任を持って構築し、重要事項については執行役員会議を開催して審議を行っています。

また、運用状況については各執行役が自ら定期的に点検し、内部統制部門が内部統制体制・規程等の整備・運用状況等の点検を実施するとともに、内部通報制度を整備し、その内容について監査委員に報告しています。

さらに、当該体制の運用状況について、内部監査人が監査を行い、監査担当執行役を通じ、監査の結果を定期的に監査委員会に報告しています。

なお、執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するため、当社が定める体制は以下のとおりです。

ア 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための社内規程を定める。その運用状況は、内部監査人が監査を行う。

イ 当社における業務の適正を確保するための以下の体制を定める。

- ・執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する社内規程を定める。
- ・損失の危険の管理に関する体制は、各執行役が自己の分掌範囲について責任を持って構築する。
- ・経営の効率性の確保は、各執行役が自己の分掌範囲について責任を持って行う。
- ・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための以下の体制を定める。
 - 倫理・遵法に関する社内規程及び行動規範を制定する。
 - 内部通報制度を実施する。
- ・重要事項については、執行役員会議で審議を行う。
- ・運用状況については、内部監査人が監査を行う。

ウ 三菱電機グループにおける業務の適正を確保するための以下の体制を定める。

- ・当社の各執行役は、自己の分掌範囲における子会社を管理する。
- ・三菱電機グループ共通の倫理・遵法に関する行動規範を制定する。
- ・横断的に三菱電機グループ会社の管理を行う専門の組織を設置する。
- ・三菱電機グループ会社の職務執行に係る事項の報告、損失の危険の管理及び職務執行の効率性確保に関する体制を構築するとともに、管理基準を制定する。重要事項については、当社の執行役員会議で審議・報告する。
- ・内部監査人による子会社の定期的な監査を実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】

三菱電機グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を遮断し、これらの者に対して毅然とした態度で対応することを基本方針としています。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】

反社会的勢力の対応統括部門及び不当要求防止責任者を設置し、警察・弁護士等の外部の専門機関とも連携を図りつつ対応するとともに、反社会的勢力に関する情報を収集・管理しています。また、反社会的勢力への対応マニュアルを整備し、社内研修を実施しています。

三菱電機グループは、引き続き反社会的勢力排除のための体制を強化してまいります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

当社は、業績の更なる改善を図ることにより、企業価値の向上を目指しております。また、積極的なIR活動を推進することにより、当社の経営方針・戦略・業績等を市場にタイムリーに伝えるよう努めてまいります。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の社会的な動向も見極めつつ、慎重に検討を進めてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【当社の適時開示に係る基本姿勢】

・当社は、投資者の投資判断に重要な影響を与える会社情報の適時適切な開示を行うことを基本姿勢とし、従来から取り組んでおります。

・役員及び従業員によるインサイダー取引の未然防止を図るとともに、情報管理の徹底と適時適切な開示を行うことを目的とした社内規則「インサイダー情報管理規則」を制定し、金融商品取引法及びその他関係法規を遵守すべく努めております。

【当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況】

当社は、広報部を情報取扱責任部門（広報部長を情報取扱責任者）とし、上記「インサイダー情報管理規則」及び「広報取扱規程」に基づき、以下の体制により会社情報の適時適切な開示を行っております。

(1) 会社情報の集約及び適時開示の判定

・当社の各事業部門・管理部門及び主要な子会社における重要な会社情報は、直ちに広報部に報告されます。当該情報が適時開示規則に定められた事項に該当するか否かについては、広報部が、全社的な見地から会社情報の開示の検討を行う企業情報委員会に確認の上、判定します。

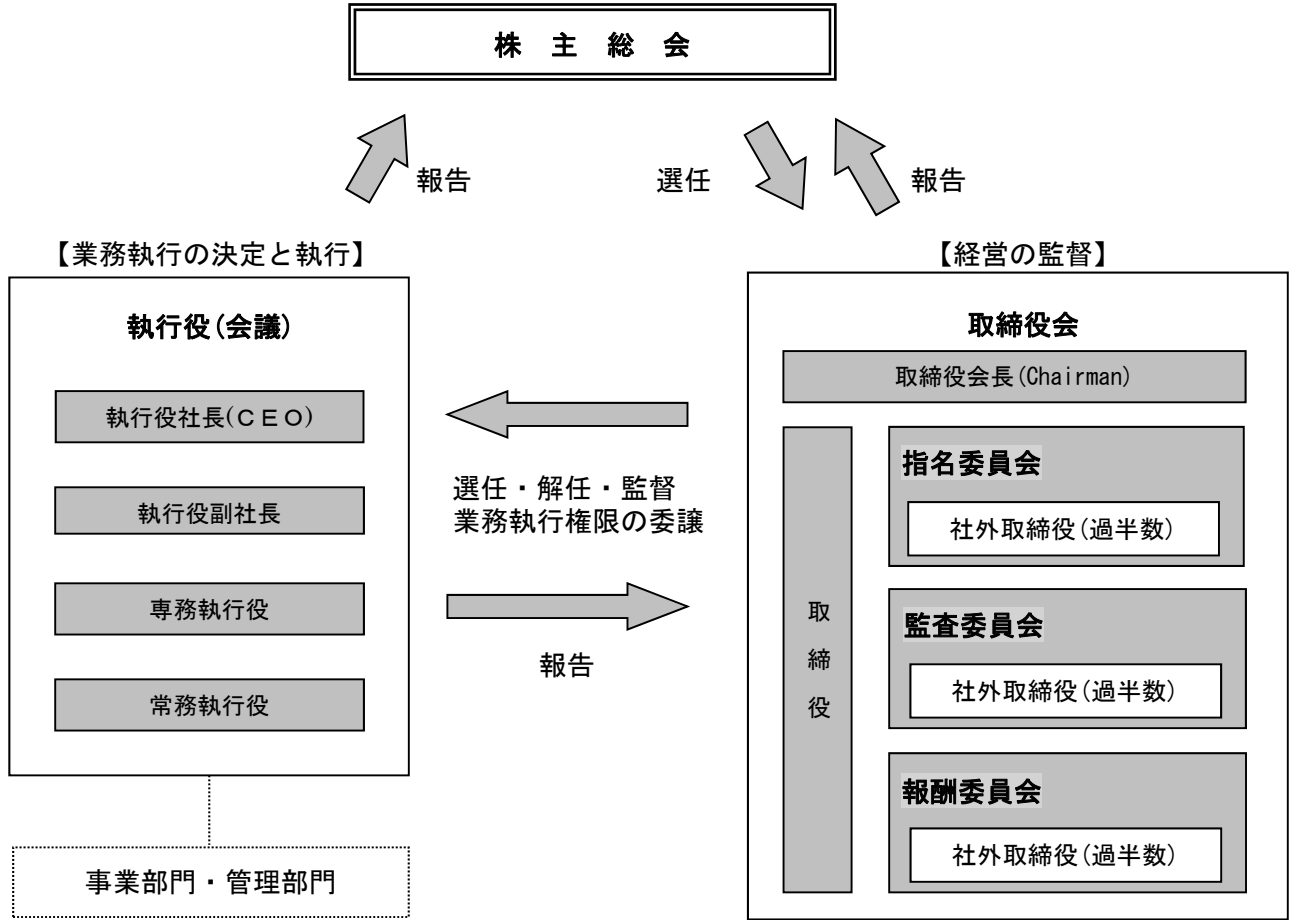
該当する場合は、内部情報管理を徹底します。

(2) 会社情報の適時開示

・当該開示情報を所管する執行役は、広報部に開示の伺い出を行い、広報部は、適時開示を行います。

・執行役会議又は取締役会決議を要する事項については、審議・承認後速やかに適時開示を行います。

<コーポレート・ガバナンス体制>



<適時開示に係る社内体制の概要図>

